

住民票の写しの交付等に関する事務取扱要綱

(総則)

第1条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条第5項、第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定による住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付又は法第15条の4第3項若しくは第4項若しくは同条第5項において準用する法第12条第5項若しくは第12条の3第8項の規定による除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付及び法第20条第1項、第3項若しくは第4項の規定による戸籍の附票の写しの交付又は法第21条の3第3項若しくは第4項若しくは同条第5項において準用する法第12条第5項若しくは第12条の3第8項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の事務の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(電話による記載事項等の照会)

第2条 電話により住民基本台帳又は戸籍の附票等（戸籍の附票及び戸籍の附票の除票をいう。以下同じ。）の記載事項の照会があった場合は、これに応じないものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生死にかかわりがある等、人道上緊急やむを得ない事情があると認められるとき。
- (2) 官公署による交付請求に係る事前照会としての住民票の写し等（住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書をいう。以下同じ。）又は戸籍の附票等の写しの有無の確認であると認められるとき。
- (3) 他の市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳及び戸籍の事務を所掌する課等からの職務上の照会で、急施を要すると認められるとき。

2 前項各号に規定する照会のうち、疑義があると思われる場合には、一度電話を切って、改めて電話をする等によって相手方を確認した後に回答しなければならない。

(住民票の写し等の請求)

第3条 住民票の写し等の交付の請求が窓口であった場合には、住民票の写し等請求書（第1号様式）の、戸籍の附票等の写しの交付の請求が窓口であった場合には、戸籍証明書等請求書（第2号様式）の提出を求めなければならない。

2 前項の請求書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、住民票の写し等又は戸籍の附票等の写しを交付するものとする。

3 前2項の規定は、郵便による住民票の写し等又は戸籍の附票等の写しの交付請求があった場合について準用する。この場合において、請求書は、当該請求のために送付された文書をもってこれに代えるものとする。

(その他の事項)

第4条 この要綱の実施について必要な事項は、民生局地域支援部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をし、又は従前の例により使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をし、又は従前の例により使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をし、又は従前の例により使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式甲（第3条第1項関係）

住民票の写し等請求書

| | | |
|---|----|-------|
| (あて先) 横須賀市長 | | 年 月 日 |
| 請求対象物の種類 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し、 除票記載事項証明書等 請求対象物の記載等の選択項目 (続柄、本籍、個人番号、住民票コード等の記載) | | |
| ① 請求対象者 (世帯の全部・一部) (住所・氏名・生年月日) | 通数 | |
| ② 請求資格 (資格・利用目的) | | |
| ③ 請求者 (住所・氏名・生年月日) | | |
| ④ 現に請求の任にあたっている者 (住所・氏名) | | |
| 外国人住民(国籍、在留資格、期間、在留カード番号等)の記載の有無 | | |
| 事務処理欄 本人確認書類の種別等の記載、疎明資料の記載等 | | |

(注) 請求者の記入する項目の順序等は記入の利便性やわかりやすさを考慮し
適宜変更するものとする。

第1号様式乙（第3条第1項関係）

住民票の写し等請求書

| | | |
|--|----|-------|
| (あて先) 横須賀市長 | | 年 月 日 |
| 請求対象物の種類 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し、 除票記載事項証明書 請求対象物の記載等の選択項目 (続柄、本籍、個人番号、住民票コード等の記載) | | |
| ① 請求対象者 (世帯の全部・一部) (住所・氏名・生年月日) | 通数 | |
| ② 請求資格 (資格・利用目的) | | |
| ③ 請求者 (住所・氏名・生年月日) | | |
| ④ 現に請求の任にあっている者 (住所・氏名) | | |
| 外国人住民(国籍、在留資格、期間、在留カード番号等)の記載の有無 | | |
| 事務処理欄 本人確認書類の種別等の記載、疎明資料の記載等 | | |

(注) 請求者の記入する項目の順序等は記入の利便性やわかりやすさを考慮し
適宜変更するものとする。

市民サービスセンター

第2号様式甲（第3条第1項関係）

戸籍証明書等請求書

（あて先）横須賀市長

年 月 日

請求対象物の種類

戸籍、除籍、附票等

（戸籍の附票における本籍、筆頭者の記載等の選択項目）

①本籍

筆頭者

請求対象個人（氏名）

通数

②請求資格

（資格・利用目的）

③請求者

（住所・氏名・生年月日）

④現に請求の任にあたっている者

（住所・氏名）

事務処理欄

本人確認書類の種別等の記載、疎明資料の記載等

第2号様式乙（第3条第1項関係）

戸籍証明書等請求書

（あて先）横須賀市長

年 月 日

請求対象物の種類

戸籍、附票

（戸籍の附票における本籍、筆頭者の記載等の選択項目）

①本籍

筆頭者

請求対象個人（氏名）

通数

②請求資格

（資格・利用目的）

③請求者

（住所・氏名・生年月日）

④現に請求の任にあたっている者

（住所・氏名）

事務処理欄

本人確認書類の種別等の記載、疎明資料の記載等